

介護保険負担限度額認定申請について

■ 申請に必要なもの

● 本人が申請する場合

①負担限度額認定申請書

②印鑑（認印）

③預貯金等の額が確認できるもの

預貯金の場合は貯金通帳、有価証券の場合は証券会社の口座残高の写しなど

※1 最新の所まで記帳をお願いします。

※2 本人に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。

④本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

⑤本人の身元確認ができるもの

個人番号カード、運転免許証など、顔写真付きのものであれば1点

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険の資格確認書など、顔写真のないものであれば2点

● 代理人(ご家族等)が申請する場合

①負担限度額認定申請書

②印鑑（認印）

③本人及び本人の配偶者の預貯金等の額が確認できるもの

預貯金の場合は貯金通帳、有価証券の場合は証券会社の口座残高の写しなど

※1 最新の所まで記帳をお願いします。

※2 本人に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。

④本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

⑤代理人の身元確認ができるもの

個人番号カード、運転免許証、居宅介護支援専門員証など、顔写真付きのものであれば1点

医療保険の資格確認書、年金手帳など、顔写真のないものであれば2点

⑥代理権の確認ができるもの

委任状（本人の介護保険被保険者証をお持ちいただければ、それにより代理権のあるものとみなしますので委任状は不要です。）

■ 利用者負担段階と負担限度額

負担限度額認定の対象者及び各利用者負担段階の負担限度額（日額）は以下の表のとおりです。

利用者 負担段階	対 象 者	負担限度額(日額)		
		部 屋 代	食 費 (施設入所)	食 費 (ショートステイ)
第 1 段階	- 生活保護等を受給されている方 - 市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金を受給されている方	多床室	0 円	
		従来型個室	特養	380 円
			特養以外	550 円
		ユニット型個室的多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
第 2 段階	市町村民税世帯非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	多床室	430 円	
		従来型個室	特養	480 円
			特養以外	550 円
		ユニット型個室的多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
第 3 段階 ①	市町村民税世帯非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円を超え、120 万円以下の方	多床室	430 円	
		従来型個室	特養	880 円
			特養以外	1,370 円
		ユニット型個室的多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	
第3段階 ②	市町村民税世帯非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方	多床室	430 円	
		従来型個室	特養	880 円
			特養以外	1,370 円
		ユニット型個室的多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	